県 紋 章

群馬県報

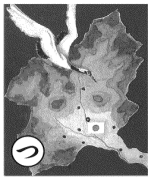
つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和３年７月２６日（月）　第９９２０号

■ 目　　次

ページ

告　　示

○道路の区域変更（道路管理課）　2
○道路の供用開始（同）　2

公　　告

○建設業法第２９条の５第１項の規定による公告（建設企画課）　2
○道路の指定（建築課）　3

警察本部訓令

○群馬県警察の公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令（広報広聴課）　3

落　　札

○落札者等の決定（業務プロセス改革課）　３１

■ 告　　示

◎群馬県告示第２１６号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和３年７月２６日

群馬県知事　山　本　一　太

道路の種　類	路線名	区　　間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延　長メートル
一般国道	２９２号	吾妻郡長野原町大字長野原字橋場１２８８番の１地先から同郡同町大字同字同１２８６番の１９地先まで	前	６．３～７．２	５３．８
			後	７．３～８．６	５３．８

◎群馬県告示第２１７号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から１月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和３年７月２６日

群馬県知事　山　本　一　太

道路の種　類	路線名	区　　間	供用開始の期日
一般国道	２９２号	吾妻郡長野原町大字長野原字橋場１２８８番の１地先から同郡同町大字同字同１２８６番の１９地先まで	令和３年７月２６日

■ 公　　告

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条第３項の規定による処分をしたので、同法第２９条の５第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和３年７月２６日

群馬県知事　山　本　一　太

１　処分をした年月日　令和３年７月１５日

２　被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号
有限会社佐藤建設工業	群馬県沼田市利根町多那２２６８番地	代表取締役　佐藤　勉	群馬県知事許可（特－２８）第１８０８７

			号、（般－２９）第１８０８７号

３　処分の内容　建設業法第２８条第３項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲　土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。水道施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

(2) 期間　土木工事業については、令和３年７月１６日から令和４年７月１５日までの１年間。水道施設工事業については、令和３年７月１６日から同年１１月１２日までの１２０日間。

４　処分の原因となった事実　有限会社佐藤建設工業の元代表取締役（令和２年９月１日以降は、元取締役）は、沼田市が令和元年８月２日に執行した「農業集落排水事業多那・二本松地区汚水管埋設工事」の指名競争入札に関し、同市元職員から同入札に関する秘密事項である同工事の予定価格の教示を受け、同社に同予定価格に近接する金額で入札させて同案件を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。また、同元代表取締役は、沼田市が令和２年１０月１５日に執行した「白沢簡易水道送水管布設替工事」の条件付き一般競争入札に関し、同市元職員から同入札に関する秘密事項である同工事の予定価格及び最低制限価格の教示を受け、同社に同最低制限価格である金額で入札させて同案件を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為を行った。これにより、同元代表取締役は、前橋地方裁判所から令和３年４月１６日に懲役１年（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことが、建設業法第２８条第１項第２号及び第３号に該当するため、同条第３項に基づき営業停止処分とする。

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第４２条第１項第４号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和３年７月２６日

群馬県知事　山　本　一　太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
１	法第４２条第１項第４号に規定する道路	邑楽郡邑楽町大字鶉字西耕地２７２の一部、２７３の一部、２７４－３の一部、２７４－４の一部、２８６－１の一部	延長　６１．５０ 幅員　６．００	群馬県指令太土第３０２５５－１号 令和３年６月１７日

■　警察本部訓令

群馬県警察本部訓令甲第１０号

群馬県警察の公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和３年７月２６日

群馬県警察本部長　千代延　晃　平

群馬県警察の公文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令

群馬県警察の公文書の管理に関する訓令（令和３年群馬県警察本部訓令甲第５号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第２２条関係）

文書の書式（○は空白の字数を表す。）

第１　告示（本部・署）

群馬県警察本部告示第ヽ号
（ヽヽヽ警察署告示第ヽ号）
○ヽヽヽヽヽヽヽを次のように定める。（めた。指定する。改正する。元号ヽヽ年ヽ月ヽ日から施行する。適用する。廃止する。）
○○元号ヽヽ年ヽ月ヽ日
群馬県警察本部長○氏　名○○
（ヽヽヽ警察署長○氏　名）
１○ヽヽヽヽヽヽヽ

○○○附○則
○この訓令は、元号ヽヽ年ヽ月ヽヽ日から施行する。

イ　条を置き目次を付さないもの

群馬県警察本部訓令甲第ヽ号
○ヽヽヽヽに関する訓令を次のように定める。
○○元号ヽヽ年ヽ月ヽ日
群馬県警察本部長○氏　名○○
○○○ヽヽヽヽに関する訓令
○（ヽヽヽ）
第１条○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ。
○（ヽヽヽ）
第２条○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ

○第２章○ヽヽヽ
○○第１節○ヽヽヽ（第３条－第６条）
○○第２節○ヽヽヽ
○○○第１款○ヽヽヽ（第ヽ条－第ヽ条）
○○○第２款○ヽヽヽ（第ヽ条－第ヽ条）
○附則
○○○第１章○ヽヽヽ
○（ヽヽヽ）
第１条○ヽヽヽ

○ヽヽヽヽに関する訓令を次のように定める。
○○元号ヽヽ年ヽ月ヽ日
群馬県警察本部長○氏　名○○
○○○ヽヽヽヽに関する訓令
○ヽヽヽヽに関する訓令（元号ヽヽ年群馬県警察本部訓令甲第ヽ号）の全部を改正する。
○（ヽヽ）
第１条○ヽヽヽヽ

○（ヽヽヽヽに関する訓令の一部改正）
第１条○ヽヽヽヽに関する訓令（元号ヽヽ年群馬県警察本部訓令甲第ヽ号）の一部○を次のように改正する。
○○第ヽ条中「ヽヽヽ」を「ヽヽヽヽ」に改める。
○○第ヽ条の次に次の１条を加える。
○第ヽ条の２○ヽヽヽヽ

○○○附○則
○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ。

⑸　訓令の一部を改正し、及び廃止する場合

ア　一つ又は二つ以上の訓令を改正し、及び一つの訓令を廃止するもの

群馬県警察本部訓令甲第ヽ号
○ヽヽヽヽヽヽに関する訓令の一部を改正する等の訓令を次のように定める。
○○元号ヽヽ年ヽ月ヽ日
群馬県警察本部長○氏　名○○
○○○ヽヽヽヽヽヽに関する訓令の一部を改正する等の訓令
○（ヽヽヽヽヽヽに関する訓令の一部改正）
第１条○ヽヽヽヽヽヽに関する訓令（元号ヽヽ年群馬県警察本部訓令甲第ヽ号）の○一部を次のように改正する。
○○第ヽ条中「ヽヽヽヽヽ」の次に「ヽヽヽ」を加える。
○（ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令の一部改正）
第２条○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令（元号ヽヽ年群馬県警察本部訓令甲第○ヽ号）の一部を次のように改正する。
○○第ヽ条中「ヽヽヽヽヽ」を「ヽヽヽ」に改める。
○（ヽヽヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令の廃止）
第３条○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令（元号ヽヽ年群馬県警察本部訓令甲第ヽ○号）は、廃止する。
○○○附○則
○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ。

イ　一つ又は二つ以上の訓令を改正し、及び二つ以上の訓令を廃止するもの

群馬県警察本部訓令甲第ヽ号
○ヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令の一部を改正する等の訓令を次のように定める。
○○元号ヽヽ年ヽ月ヽ日
群馬県警察本部長○氏　名○○
○○○ヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令の一部を改正する等の訓令
○（ヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令の一部改正）
第１条○ヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令（元号ヽヽ年群馬県警察本部訓令甲第ヽ号）○の一部を次のように改正する。
○○第ヽ条第２項中「ヽヽヽヽヽ」を「ヽヽヽ」に改める。
○（ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令の一部改正）
第２条○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令（元号ヽヽ年群馬県警察本部訓令甲第○ヽ号）の一部を次のように改正する。
○○第ヽ条第１項第３号中「ヽヽヽヽヽ」を「ヽヽヽ」に改める。

○（ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令等の廃止）
第３条○次に掲げる訓令は、廃止する。
○⑴○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令（元号ヽヽ年群馬県警察本部訓令甲第ヽ○○号）
○⑵○ヽヽヽヽに関する訓令（元号ヽヽ年群馬県警察本部訓令甲第ヽ号）
○⑶○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽに関する訓令（元号ヽヽ年群馬県警察本部訓令甲第○○ヽ号）
○○○附○則
○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ。

２　一部改正の方法
⑴　題名の改正
ア　全部を改める場合

○題名を次のように改める。
○○○ヽヽヽヽに関する訓令

イ　一部を改める場合
(ｱ)　字句を改める場合

○題名中「ヽヽ」を「ヽヽヽ」に改める。

(ｲ)　字句を加える場合

○題名中「ヽヽ」の次に「ヽヽヽ」を加える。

(ｳ)　字句を削る場合

○題名中「ヽヽ」を削る。

⑵　目次の改正
ア　新たに設ける場合

○題名の次に次の目次を付する。
目次
○第１章○ヽヽヽ（第１条－第５条）
○第２章○ヽヽヽ
○○第１節○ヽヽヽ（第ヽ条－第ヽ条）
○○第２節○ヽヽヽ（第ヽ条－第ヽ条）
○第ヽ章○ヽヽヽ（第ヽ条－第ヽ条）

○附則

イ　全部を改める場合

○目次を次のように改める。
目次
○第１章○ヽヽヽ（第１条－第５条）
○第２章○ヽヽヽ（第ヽ条－第ヽ条）
○第ヽ章○ヽヽヽ（第ヽ条－第ヽ条）
○附則

ウ　一部を改める場合

(ｱ)　字句を改める場合

○目次中「ヽヽヽ」を「ヽヽヽヽ」に改める。

(ｲ)　字句を加える場合

○目次中「第ヽ章○ヽヽヽ（第ヽ条－第ヽ条）」を
「第ヽ章○ヽヽヽ（第ヽ条－第ヽ条）
　第ヽ章の２○ヽヽヽ（第ヽ条－第ヽ条）」に改める。

（注）　目次中に章・節・款を加える場合に用いる。

(ｳ)　字句を削る場合

○目次中「第ヽ章○ヽヽヽ（第ヽ条－第ヽ条）」を「第ヽ章○削除」に改める。

（注）　一部改正の跡形が残る。

○目次中「第ヽ章○ヽヽヽ（第ヽ条－第ヽ条）」を削る。

（注）　一部改正の跡形が残らない。

(ｴ)　削除する場合

○目次を削る。

(3)　章名・節名・款名の改正

ア　新たに設ける場合

○第ヽ条の前に次の章名を付する。

○○○第丶章○丶丶丶

イ　全部を改める場合

○第丶章の章名を次のように改める。
○○○第丶章○丶丶丶

ウ　削除する場合

○第丶章の章名を次のように改める。
○○○第丶章○削除

（注）　一部改正の跡形が残る。

○第丶章の章名を削る。

（注）　一部改正の跡形が残らない。

⑷　章・節・款の改正

ア　追加する場合

○第丶章の次に次の１章を加える。
○○○第丶章の２○丶丶丶
○（丶丶丶）
第丶条の２○丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶。
○（丶丶丶）
第丶条の３○丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶

○○○第ヽ章○削除
第ヽ条から第ヽ条まで○削除

（注）　一部改正の跡形が残る。

○第ヽ章を削る。

（注）　一部改正の跡形が残らない。

⑸　見出しの改正

ア　新たに設ける場合

○第ヽ条に見出しとして「（ヽヽヽ）」を付する。

イ　全部を改める場合

○第ヽ条の見出しを「（ヽヽヽ）」に改める。

ウ　削除する場合

○第ヽ条の見出しを削る。

⑹　条の改正

ア　追加する場合

○第ヽ条の次に次の１条を加える。
○（ヽヽヽ）
第ヽ条の２○ヽヽヽ

第６条○ヽヽヽ

（注）　連続する３条までを繰り上げる場合に用いる。

○第６条を削り、第７条を第６条とし、第８条から第１０条までを１条ずつ繰り上げる。

（注）　連続する４条以上を繰り上げる場合に用いる。

○第丶条を削る。

（注）　最後の条を削除する場合に用い、一部改正の跡形が残らない。

⑺　項の改正

ア　追加する場合

○第丶条中第２項を第３項とし、第１項を第２項とし、同条に第１項として次のように加える。
○○丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶。

（注）　条の最初に項を追加する場合に用いる。

○第丶条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。
２○丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶。

（注）　条の中間に項を追加する場合に用いる。

○第丶条に次の２項を加える。
４○丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶。
５○丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶。

（注）　条の最後に項を追加する場合に用いる。

イ　全部を改める場合

○第丶条第２項を次のように改める。
２○丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶。

ウ　一部を改める場合

条の一部を改める場合に準じて用いる。

エ　削除する場合

○第ヽ条中第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項を第３項とし、第５項を第４項とする。

（注）　連続する３項までを繰り上げる場合に用いる。

○第ヽ条中第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項から第６項までを１項ずつ繰り上げる。

（注）　連続する４項以上を繰り上げる場合に用いる。

○第ヽ条第ヽ項を削る。

（注）　条の最後の項を削除する場合に用いる。

⑻　号の改正

ア　追加する場合

○第ヽ条第５号の次に次の１号を加える。
○⑸の２○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ。

（注）　繰り下げない場合に用いる。

○第ヽ条中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。
○⑸○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ

○⑶○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ。

ウ　一部を改める場合

条の一部を改める場合に準じて用いる。

エ　削除する場合

○第ヽ条第ヽ号第５号を次のように改める。
○⑸○削除

（注）　繰り上げない場合に用い、一部改正の跡形が残る。

○第ヽ条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

（注）　連続する３号までを繰り上げる場合に用いる。

○第ヽ条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第６号までを１号ずつ繰り上げる。

（注）　連続する４号以上を繰り上げる場合に用いる。

○第ヽ条第ヽ項第ヽ号を削る。

（注）　条項の最後の号を削除する場合に用い、一部改正の跡形が残らない。

⑼　ただし書・後段の改正

ア　追加する場合

○第ヽ条第ヽ項に次のただし書を加える。
○○ただし、ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ。

（注）　ただし書の場合に用いる。

○第ヽ条第ヽ項に後段として次のように加える。
○○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ

ウ　一部を改める場合

条の一部を改める場合に準じて用いる。

エ　削除する場合

○第ヽ条第ヽ項ただし書を削る。

⑽　字句の改正

○本則中「ヽヽ」を「ヽヽヽ」に改める。

（注）　訓令の本則中の同一字句を改める場合に用いる。

○第ヽ条、第ヽ条及び第ヽ条中「ヽヽ」を「ヽヽヽ」に改める。

（注）　二つ以上の条中の同一字句を改める場合に用いる。

⑾　別表（別記様式）の改正

ア　追加する場合

○次の別表（別記様式）を加える。

別表第ヽ（別記様式第ヽ号）

○　ヽヽヽ

ヽヽヽ

○○元号ヽヽ年ヽ月ヽ日
群馬県警察本部長○氏　名○○
（ヽヽヽ警察署長○氏　名）
１○ヽヽヽ

第６　例規通達（本部のみ）

１　新たに制定する場合

群本例規第ヽ号（課記号）○○
元号ヽヽ年ヽヽ月ヽヽ日○○

○各　所　属　長　殿

群 馬 県 警 察 本 部 長○○

○○○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽについて（例規通達）

○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽを次のとおり定め（を制定し）、元号ヽヽ年ヽ月ヽ日から施行することとしたから、事務処理に誤りのないよう（次の諸点に留意して運用上誤りのないよう）にされたい。

記

１○ヽヽヽヽヽヽヽ
○○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ

○ヽヽヽ

○○⑶○ヽヽヽ

群 馬 県 警 察 本 部 長○○

○○○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽについての廃止につい
○○○て（例規通達）
○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽについて（元号ヽヽ年群本
例規第ヽ号）は、廃止（廃止し、元号ヽヽ年ヽ月ヽ日から施行（適用））する。

⑶　二つ以上の例規通達を廃止するもの（１）

群本例規第ヽ号（課記号）○○
元号ヽヽ年ヽヽ月ヽヽ日○○

○各　所　属　長　殿

群 馬 県 警 察 本 部 長○○

○○○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽについ
○○○て（例規通達）
○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ

○各　所　属　長　殿

群 馬 県 警 察 本 部 長○○

○○○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽについて等の廃止に
○○○ついて（例規通達）
○次に掲げる例規通達は、廃止（廃止し、元号ヽヽ年ヽ月ヽ日から施行（適用））する。
１○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽについて（元号ヽヽ年○群本例規第ヽ号）
２○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ（元号ヽヽ年群本例規第○ヽ号）
３○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽ（元号ヽヽ年群○本例規第ヽ号）

４　一部を改正し、及び廃止する場合

⑴　一つ又は二つ以上の例規通達を改正し、及び一つの例規通達を廃止するもの

群本例規第ヽ号（課記号）○○
元号ヽヽ年ヽヽ月ヽヽ日○○

○各　所　属　長　殿

群 馬 県 警 察 本 部 長○○

○○○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽについての一部改正等
○○○について（例規通達）
○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽについての一部を次のように改正等（改正等し、元号ヽヽ年ヽ月ヽ日から施行（適用））する。
○（ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽについての一部改正）
第１○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽについて（元号ヽヽ年群○本例規第ヽ号）の一部を次のように改正する。
○○記の２中「ヽヽヽヽヽ」を「ヽヽヽヽヽ」に改める。
○（ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽについての一部改正）
第２○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽについて（元号ヽヽ年群本例○規第ヽ号）の一部を次のように改正する。
○○別添の第３の１中「ヽヽヽヽ」を「ヽヽヽヽ」に改める。

○（ヽヽヽ

群課記号第ヽ号○○
元号ヽ年ヽ月ヽ日○○

○各　所　属　長　殿

群馬県警察本部長○○
（ヽヽ部長）

○○○ヽヽヽヽについて（通達）（依命通達）
○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽ（次のとおりヽヽヽヽする（した）ので、）ヽヽヽヽヽヽヽされたい。

記

１○ヽヽヽヽヽヽヽヽヽ

保　存　期　間○○
群 課 記 号 第 ヽ 号○○
元号ヽヽ年ヽ月ヽ日○○

○ヽ　ヽ　ヽ　ヽ　ヽ　殿

所　　属　　長○○

○○○ヽヽヽ

（注）　一部改正は、行わない。

第１１　文書の配字の基本

行		注
1	保　存　期　間○○	①
2	群　広　第　・　・　号○○	②
3	元号・・年・・月・・日○○	③
4	［○・○］	④
5		
6	○各　所　属　長　殿	⑤
7		
8	警　務　部　長○○	⑥
9		
10		
11	○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⑦
12	○○○・・・・・・・について（依命通達）	⑧
13	○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⑨
14	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。	
15	記	⑩
16	１○・・・・・・・・・・・	
17	○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
18	○・・・・・・・・・・・。	
19	２○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
20	○・・・・・・・・・・・・・・・	
	○(1)○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	○○ア○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	○○○・・・・・・・・・・。	
	○○○○なお、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。	
	○○イ○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。	
	○○○(ｱ)○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。ただし、・	
	○○○○・・・・・・・・・。	
	○○○(ｲ)○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。	
	○○○○ａ○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。	
	○○○○ｂ○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	○○○○○・・・・・・・。	
	○(2)○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	本件担当：広報広聴課企画・指導係○	⑪
	警　　電：２１９４	

注①　保存期間	１行目の中央やや右から右端３字目までの位置に枠囲いし、枠中に保存期間を表示する。ただし、保存期間が１年未満の文書については、保存満了日を表示する。
注②　文書番号	保存期間の次の行とし、初字及び終字の位置を保存期間の枠囲いの位置にそろえる。
注③　文書日付	文書番号の次の行とし、初字及び終字の位置を文書番号の初字及び終字にそろえる。
注④　関係所属	関係所属を特に明示するときは、同一部門の課、その次に他の部の課をそれぞれ建制順に、別表第３による記号を用い、かつ、日付の下部に［　］書きする。
注⑤　宛名	文書日付の行（関係所属を記載する場合は関係所属の行）から１行空けた下の行とし、初字の位置を２字目とする。字数が少ない場合は、適宜字間を空けて配字する。 なお、複数の宛名を連記する場合は、上級の宛名から順に、１行ずつ記載し、末尾の文字（・・長等）をそろえる。
注⑥　記名	宛名の行から１行空けた下の行とし、初字及び終字の位置を文書番号及び日付の初字及び終字にそろえる。ただし、公印を押印する場合は、公印の左が終字に半分かかり、右が右端から２字目となるよう記名のみ左へ寄せて配字する。
注⑦　件名	記名の行から２行空けた下の行とし、初字の位置を４字目とする。２行以上になるときも、それぞれの行の初字を４字目とし、１行目の初字にそろえる。
注⑧　文書種類	文書の種類を件名の右に続けて括弧書きで表示する。
注⑨　本文	件名の次の行とし、初字の位置を２字目とする。２行目からは１字目から配字し、行を改めるときは２字目とする。
注⑩　付記	「記」は、本文の終わりの次の行の中央とする。 項目の細別は、次のとおりとする（細別が少ないときは、「第１・・・」を省略する。）。 第１－１－⑴－ア－㈠－ａ－ⓐ 「１、２、３・・・」の位置（「第１・・・」を省略した場合）は１字目とし、その項目の見出しの初字は３字目とする。見出しが２行以上になるときは、２行目以降の行の初字を２字目とする。項目ごとの文の初字は、見出しの初字と同じく３字目とし、文が２行以上になる場合は、２行目以降の行の初字を２字目とする。 「⑴、⑵、⑶・・」は、「１、２、３・・」の細別、「ア、イ、ウ・・」は「⑴、⑵、⑶・・」の細別であり、以下細別の順に従い、それぞれの初字の位置は、１ランクごとに１字ずつ右へ移動する。 なお、「第１・・・」を用いる場合は、それぞれの細別を上記より１ランク下げ、１字ずつ右へ移動し、「１、２、３・・・」の場合を「第１・・・」の場合とする。ただし、「第１・・・」の項目の見出しの初字は４字目とする。（例１） 「第１・・・」の次行に文を配字する場合は、（例２）による。 （例１）第１○・・・ ○１○・・・ ○○⑴○・・ （例２）第１○・・・ ○○・・・、・・・ ○・・・・・・・。 ○○⑴○・・・ ○○⑵○・・・
注⑪　連絡先	付記の終行の下の見やすい行に、連絡先の終字が右端から２字目になるように記載する。警電番号は、必要により、連絡先の次の行に記載する。

附　則

（施行期日）

第１条　この訓令は、制定の日から施行する。

（群馬県警察職員の分限の取扱いに関する訓令の一部改正）

第２条　群馬県警察職員の分限の取扱いに関する訓令（平成２６年群馬県警察本部訓令甲第２号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「群馬県警察の文書管理に関する訓令（平成１４年群馬県警察本部訓令甲第６号）」を「群馬県警察の公印の管理に関する訓令（令和３年群馬県警察本部訓令甲第６号）」に改める。

（群馬県警察条件付採用職員の分限の取扱いに関する訓令の一部改正）

第３条　群馬県警察条件付採用職員の分限の取扱いに関する訓令（平成２６年群馬県警察本部訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「群馬県警察の文書管理に関する訓令（平成１４年群馬県警察本部訓令甲第６号）」を「群馬県警察の公印の管理に関する訓令（令和３年群馬県警察本部訓令甲第６号）」に改める。

（群馬県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令の一部改正）

第４条　群馬県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令（平成２４年群馬県警察本部訓令甲第１１号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「群馬県警察の文書管理に関する訓令（平成１４年群馬県警察本部訓令甲第６号）」を「群馬県警察の公印の管理に関する訓令（令和３年群馬県警察本部訓令甲第６号）」に改める。

（群馬県地域警察の運営に関する訓令の一部改正）

第５条　群馬県地域警察の運営に関する訓令（平成５年群馬県警察本部訓令甲第６号）の一部を次のように改正する。

第５９条中「群馬県警察の文書管理に関する訓令（平成１４年群馬県警察本部訓令甲第６号）」を「群馬県警察の公文書の管理に関する訓令（令和３年群馬県警察本部訓令甲第５号）」に改める。

（群馬県警察の特定秘密の保護に関する訓令の一部改正）

第６条　群馬県警察の特定秘密の保護に関する訓令（平成２７年群馬県警察本部訓令甲第６号）の一部を次のように改正する。

第３５条第１項中「群馬県公安委員会文書管理規程（平成１４年群馬県公安委員会規程第４号）若しくは群馬県警察の文書管理に関する訓令（平成１４年群馬県警察本部訓令甲第６号）」を「群馬県公安委員会公文書管理規程（令和３年群馬県公安委員会規程第５号）若しくは群馬県警察の公文書の管理に関する訓令（令和３年群馬県警察本部訓令甲第５号）」に改める。

■　落　　札

次のとおり落札者を決定した。

令和３年７月２６日

群馬県知事　山　本　一　太

１　落札に係る特定役務の名称及び数量　第５次群馬県庁情報通信ネットワーク構築及び運用保守委託　１式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地　群馬県知事戦略部業務プロセス改革課　群馬県前橋市大手町一丁目１番１号

３　落札者を決定した日　令和３年７月１日

４　落札者の名称及び所在地　ネットワンシステムズ株式会社　東京都千代田区丸の内二丁目７番２号ＪＰタワー

５　落札金額　７，６３４，０００，０００円

６　契約の相手方を決定した手続　一般競争入札

７　入札公告をした日　令和３年５月２１日

毎週火、金曜日発行

発　行　群　馬　県

群馬県前橋市大手町一丁目１番１号
電話　027-223-1111